

特記仕様書

1.【適用範囲】

本特記仕様書は「小倉安田線歩道整備工事」(以下「本工事」という)に適用する。

2.【総則】

本工事は本特記仕様書、工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)によるほか、(宇治市)「土木工事共通仕様書(案)」(宇治市ホームページ掲示)(以下「共通仕様書」という。)「土木工事施工管理基準」(宇治市ホームページ掲示)(近畿地方整備局)「土木工事共通仕様書(案)」「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」(京都府)「土木工事共通仕様書(案)」「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」に基づき施工すること。

3.【材料及び施工】

(再生骨材コンクリートの使用)

再生骨材コンクリートの JISA5023(砕石骨材 L を用いたコンクリート)を使用する場合は、均しコンクリート等、高い強度や高い耐久性が要求されない用途のみとする。

(再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策)

再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。
なお、試験方法は、土壤汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日付け環境庁告示46号)によるものとする。
試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事1購入先当たり1検体の試験を行う。
なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。
再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

(アルカリ骨材反応抑制対策)

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領」によるものとする。

(コンクリートの養生)

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中(暑中)コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

(再生資源利用計画)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(受領書の交付)

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 5.再生資源促進利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。
受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の入手が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤、構造物の基礎	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

(流用土の利用)

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土により難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とするものとする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

(施工影響部分の復旧)

本工事において、隣接地を掘削、使用する場合は施工方法及び施工後の復旧方法について、事前に所有者と協議を行い、現状復旧を原則に誠意をもって施工すること。

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議をするものとする。

① 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再生資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入機関及び受入時間	その他受入条件	距離
コンクリート塊(無筋)	(株)三幸産業	7:30～17:00	要確認	12.2km
アスファルト塊(掘削)	(株)玉井道路	8:00～17:00	要確認	3.7km

4. 【工事の着手】

(着工日の定義)

工事に着手する日(着工日)とは、現場事務所の設置(工事区域に設置する場合のみ)、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影などの行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。

(始期日)

本工事については、契約後速やかに着手すること。

なお、関係機関との調整等により工事内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

5. 【建設副産物について】

(計画及び実施書の様式及び保管)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 8.計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)」

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

掲載の再生資源利用[促進](計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見える場所に掲示する。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

1) 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ残土・廃棄物処理計画書を作成すること。なお、残土・廃棄物処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

2) 施工後は、残土・廃棄物処理報告書を提出すること。

なお、添付書類については下表によるものとする。

	残土処理	廃棄物処理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し

		(指定した処分地と同じであれば不要)
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬であれば不要)
	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し
	○「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し
	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地
	○建設リサイクル報告(最新版で作成)	○建設リサイクル報告(最新版で作成)
変更	○当初計画書から数量のみ変更の場合 ・変更計画書は不要	○当初計画書から数量のみ変更の場合 ・変更計画書は不要
	○当初計画書からの処分地が変更する場合 残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○処分地変更(当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
		○運搬方法変更(当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○建設リサイクル報告は不要	○建設リサイクル報告は不要
報告	○残土処理報告書	○廃棄物処理報告書
	○受入証明書(受入れた事を証明する書類) ※運搬チケットの写し等は不要	○「運搬管理表」または、「マニユフェストの写し」 ※マニユフェスト原本は検査時に提示・マニユフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等
	○建設リサイクル報告(電子データ提出含む) (最新版で作成)	○建設リサイクル報告(電子データ提出含む) (最新版で作成)
	○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

(建設副産物の搬出について)

本工事の施工により発生する、アスファルト殻、コンクリート殻は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)の許可を受けた「再資源化施設」、「中間処理場」及び「最終処分場」に搬出する事とし、その際、必ず積載量を測定し、その資料(計量伝票等)を提出すること。

但し宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しない事。

また、本工事の施工により発生する建設発生土は指定処分であり、下記の場所に搬出すること。指定処分地が指定する事前分析検査を実施し、その結果を監督職員に報告すること。指定処分地が事前分析検査の実施を他工事と同一工事現場等の理由で不要とした場合又は事前分析検査の結果、受け入れ不適とした場合は、取り扱いを監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

(建設発生残土の搬出)

1)建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取跡地整備公社に搬出するものとする。

2)前条に関しての受入れ条件は、直接確認すること

建設副産物	受入場所	連絡先	受入時間	その他受入条件	距離
建設発生土	(一財) 城陽山砂利採取跡地整備公社	0774-55-9506	8時30分～ 17時00分	受入れ休止日 土曜日、日曜日及び祝日	9.5 km

(産業廃棄物の仮置き)

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府産業廃棄物の不適切な処理を防止する条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

(産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

6.【工事材料の確認】

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書(様式15-1)」によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

7.【工事材料の品質】

(品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、材料の確認を受けなければならない。

名称	規格	備考
生コンクリート	各種	
再生クラッシュヤーラン	RC-40	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 13mm	※1
透水性アスファルト混合物	開粒度アスコン 13mm	※1
RC スリット蓋	T-25, 中スリット T-25, 中スリット, 管理孔	
プレキャストU型側溝	各種	
プレキャストL型側溝	神戸市・乗入用	
歩車道境界ブロック	A 150/180×200×600	
その他	必要なもの	

※1について

(アスファルト混合物事前審査制度)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

8.【監督職員による検査(確認を含む)及び立会等】

(段階確認・立会確認)

受注者は、『土木工事共通仕様書』及び下記の工種・監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認(立会確認)を受けなければならない。段階確認は「段階確認書」(様式 16-1)、立会確認は「立会確認書」(様式 17-1)によるものとする。

また、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階(確認時期)
道路土工	埋戻工	土質試験サンプル採取時
舗装工 (路盤、As)	厚み 出来形	舗設時 施工完了時
排水構造物工	基準高 出来形	据付完了時
品質管理試験	必要なもの	
残土及び廃棄物の 仮置き場状況(※1)	必要なもの	使用前・使用中・使用后
その他	必要なもの	

※1 残土及び廃棄物を仮置きしない場合は、立会は不要。

9.【部分使用】

(部分使用)

現道工事において、工事の手順上、道路を開放及び供用開始する場合、受注者が工事目的物(舗装・構造物(側溝、柵等))の部分使用を承諾したものとみなす。

10.【施工管理】

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準及び規格値(京都府)に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下記及び監督職員の指示により実施すること。

工種	種別	試験項目	試験頻度
路盤工	施工	現場密度の測定	1箇所以上
透水性舗装	舗設現場	現場密度の測定	1箇所以上
		現場透水試験	
		温度測定	随時
掘削工 (現場発生土)	材料	含水比、コーン指数、 粒度、液性限界・塑性 限界の各試験、工学的 分類 突固めによる土の締 固め試験	近畿地方整備局「土木 工事施工管理基準」の 「品質管理基準及び規 格値」の「20 道路土工」 を準拠
その他	必要なもの		

(写真管理)

写真管理については、宇治市写真管理基準(案)によるものとする。

(規格値)

出来形の規格値は、品質管理基準及び規格値(京都府)によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。また、設計値と実測値が対比できる書類または写真を提出すること。

出来形規格値

工種	項目	規格値	適用
掘削工	基準高	±50	各構造物 40m毎

基礎工	幅	設計値以上	各構造物 40m毎
	厚さ	-30	
舗装工(下層路盤)	基準高	±50	40m 毎
	厚さ	-45	80m毎
	幅	-50	
舗装工(上層路盤)	厚さ	-30	80m毎
	幅	-50	
舗装工(表層)	厚さ	-9	80m毎
	幅	-25	
透水性舗装工 (路盤)	基準高	±50	40m 毎
	厚さ	-30	80m毎
	幅	-100	
側溝工	基準高	±30	2箇所 40m毎
	延長	-200	1箇所
縁石工	延長	-200	1 施工箇所 毎

品質規格

工 種	試験項目	規格値	試験基準
舗装工	密度試験	94%以上	
舗装工	透水性試験	0.30/15sec 以上	歩道
その他	必要なもの		

11. 【施工方法の指定】

(近接施工)

- 1) 本工事の排水構造物設置後、歩道舗装までの間にNTT支線移設工事を予定している。実施時期について、監督職員と協議すること。
- 2) 本工事区間に隣接した施設付近の工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係各位と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行ったときは、「打合せ簿」を監督職員に提出すること。なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- 3) 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

12. 【施工機械の指定】

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

工 種	機 械 名	指定規格	備 考
機械床掘	バックホウ	平積 0.2 m ³ 0.4 m ³	低騒音型・排出ガス対策型
残土運搬	ダンプトラック	2t、4t、10t	※注低騒音型の使用は現場条件による。
コンクリート殻運搬	ダンプトラック	2t、4t、10t	
アスファルト殻運搬	ダンプトラック	2t、4t、10t	

(標準操作方式の使用)

1) バックホウ

バックホウは、標準操作方式のバックホウを使用するものとし、国土交通省指定のラベル(緑色)又は、国土交通省指定とは別のラベル[(社)全国建設機械器具リース業協会発行のラベル等]を貼付したバックホウを使用するものとする。なお、ラベルを貼付していない標準操作方式のバックホウを使用する場合には、監督職員の確認を得てから使用すること。

2) 移動式クレーン

本工事の施工に当たり、平成6年10月1日以降に製造された移動式クレーン(クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン)を使用する場合は、指定ラベル「(社)日本建設機械化協会」を貼付した移動式クレーンを使用すること。

なお、使用クレーンの製造年月日が確認できる工事写真を撮影し、監督職員に提出すること。

13. 【環境対策】

(公害対策)

- 1) 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。
- 2) 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(仮設トイレについて)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するように努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

(環境等の保全)

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
- 3) 調整池(沈砂池)の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4) 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分な調整の上、工事を実施すること。

14. 【交通安全管理】

(安全対策費)

安全対策については、交通誘導警備員(昼間)64人を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通規制)

本工事は施工時間のみ片側交互通行を予定している。

なお、現場状況及び関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

(施工時における第三者通行の安全確保)

- 1) 仮設通路は車両の通行を確保するとともに、歩行者が安全に通行できるよう歩行者通路を明確にする構造とする。
- 2) 当該箇所は近接小学校の通学路であり、特に児童の登下校時の安全対策に留意すること。また、第三者の通行(車両、歩行者とも)が頻繁に発生することが予想されるため、十分な安全対策を講じること。

(道路占用について)

- 1) 1日の掘削箇所はその日のうちに仮復旧まで行き、(昼間)17時00分以降は道路を開放しなければならない。

- 安全施設等設置計画に基づき資材・材料等は1日の施工分のみ道路に占有するものとし、歩行者・自転車の通行に支障がないように道路端に整然と並べバリケードなどで囲むこと。
- 資材、材料及び建設機械については、道路使用許可時間外は道路上に占有放置してはならない。

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：歩道を広げています。
 工事種別：道路改良工事

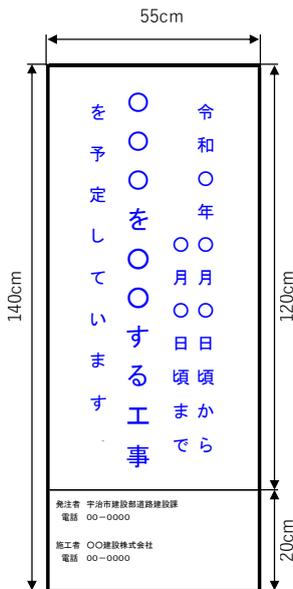
(標示板の記載例)

[工事表示板]

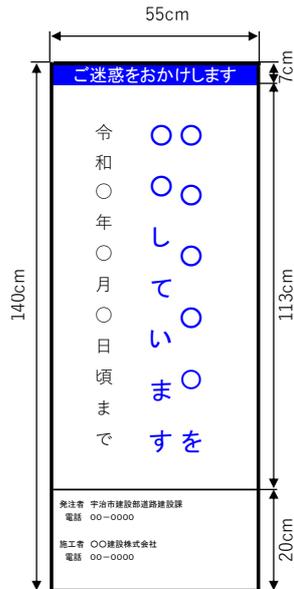


設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 工事区間の起終点に設置する。 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 緑の余白は2cm。緑線の太さは1cm。区画線の太さは0.5cmとする。 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

[工事情報看板]



[工事説明看板]



[工事情報看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ドライバーから看板内容が見えないように、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、「令和〇〇年〇〇月〇〇日頃まで」、「〇〇〇〇を〇〇〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 工事内容については、別添を参考に記載する。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> 1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 「〇〇〇〇を〇〇〇〇しています」等の工事内容については、青文字とする。 工事内容については、別添を参考に記載する。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> 1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

(安全施設類)

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画(交通誘導警備員配置計画を含む)を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設類等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(道路交通法第 80 条による協議書の掲示について)

本工事における道路使用については道路交通法第 80 条による協議書の内容をよく理解し、規制方法・作業時間・交通誘導警備員や保安施設の配置方法は協議書の内容に遵守すること。なお、受注者は作業中に協議書の写しを掲示し、警察や第三者から提示を求められた場合は従わなければならない。これによろしい場合は、監督職員と協議すること。

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書(案)の第 34 条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書(第 51 条)(※除草等委託契約書(第 25 条))
- ・建設業法遵守ガイドライン(令和 4 年 8 月 国土交通省)
- ・建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・新しい建設業法遵守の手引((公財)建設業適正取引推進機構)

15. 【関係機関への手続き等】

(占用物件等)

本工事前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督職員に報告すること。なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程等について協議を行う。

(地下埋設物件の事故防止)

1) 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件について、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。

なお、管理者等と打合せを行ったときは、打ち合わせた内容を記した書類を作成し、その写しを監督職員に提出するものとする。

2) 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

3) 受注者は、埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、未使用の管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかななければならない。

4) 受注者は、工事施工のため支障となる道路の付属物及び占用物件がある場合には、その処置についてあらかじめ監督職員と協議するものとする。

5)受注者は、地下埋設物等の破損事故発生時に受注者が行う対応方法について、施工計画書に明確に記載すること。

(架空線の感電事故防止等)

1)受注者は、架空線(配電線・送電線等)下付近で作業する場合、労働安全衛生法規則等により(感電事故防止について)、事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行わなければならない。また施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

○ 関西電力(株)伏見営業所ネットワーク技術センター TEL 075-202-0008

○ (株)NTT フィールドテクノ京都フィールドサービスセンター アクセス担当 TEL 075-823-4007

2)受注者は、架空線等の破損事故発生時に受注者が行う対応方法について、施工計画書に明確に記載すること。

16. 【施工時期及び施工時間の変更】

(施工時間)

本工事の作業時間帯は、(昼間)9時00分から17時00分とする。ただし、やむを得ない事情により作業時間が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

17. 【提出書類】

(施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本、若しくはその写し、または出荷証明書等を提出し、発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
再生クラッシャーラン	RC-40	構造物基礎、路盤
再生粒度調整砕石	RM-30	路盤
アスファルト混合物	各種	表層
レディーミストコンクリート	各種	排水構造物工
交通誘導警備員		

(コンクリートミキサー車の運搬管理表の提出)

受注者は、コンクリートミキサー車1台毎の積載量が把握できる運搬管理表(宇治市HP 掲示)を検査時に提出しなければならない。

18. 【その他】

(主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

① 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでに期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

② 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修(改造)命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修(改造)の完成を確認した日とする。

(指名停止要領 10 条の遵守について)

受注者は宇治市が指名停止措置を行っている第三者に対して、宇治市の契約についての全部若しくは一部を下請け、受託させてはならない。

(地域の伝統的行祭事について)

地域において伝統的行祭事の実施があった場合、それが円滑に行われるように地元等と十分に調整のうえ、工事実施すること。

(施工計画書の携行)

受注者は、本工事における施工内容を理解したうえで施工計画書作成し、現場での作業中は施工計画書を常に携帯し、第三者から提示を求められた場合は従わなければならない。

(工事現場の現場環境改善)

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施すること。現場環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め提出すること。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を監督職員に提出すること。

(工事現場の創意工夫)

工事現場の創意工夫については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め提出すること。また、工事完了時には、創意工夫の実施写真を監督職員に提出すること。

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

	提出時期	
掛金収納書の写し	契約時	
建退協運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識(シール)の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間(着工から目的物引渡し予定日)とする。

なお、保険金額は、受注金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。工事完了時の復元については監督職員と協議の上、決定すること。

(街区基準点について)

街区基準点が施工にあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。施工に伴い撤去となる場合は、建設総務課に公共基準点等(一時撤去・移転)承認申請書を提出し、承認を得ること。

(舗装版切断作業について)

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等に

より回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(個人情報保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(現場発生品運搬工)

現場発生品(スクラップ)の運搬総重量は 0.08t、現場から処分地(山城プレス工業(株))までの運搬距離は 3.4km として積算している。

(週休 2 日制工事について)

- 1) 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制工事である。
- 2) 週休 2 日制工事の実施は、「宇治市週休 2 日制工事試行要領(土木工事)」に基づき実施すること。
- 3) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
なお、月単位の週休 2 日現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 4) 予定価格には月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。
また、通期の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。
- 5) 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6) 月単位又は通期での週休 2 日達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。
- 7) 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第 2・第 4 土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする

(車道舗装工)

本工事における車道舗装は、後続する別発注の水道工事があるため、仮復旧としている。別発注の水道工事が着手するまで管理するものとする。